

家 空 空 空 空 増 え る



大きな課題に！

防災 防犯 衛生 景観

近年、適切に管理されていない空き家が増加しています。総務省の住宅・土地統計調査によると、2013年度の全国の空き家は約820万戸（空き家率13・5％）で、1983年度の約330万戸（8・6％）と比較すると、20年で倍増していることがわかります。神崎市内でも、約2020戸の空き家があると見込まれています。

空き家は、老朽化による倒壊、景観の悪化、放火による火災など、防災・防犯・衛生・景観などのさまざまな面で、地域住民に深刻な影響を及ぼします。

「空家等対策計画」を策定

空家などに関するさまざまな課題を解決するため、「神崎市空家等対策協議会」での議論を経て法等に基づき「神崎市空家等対策計画」を策定しました。

計画書は、本庁防災危機管理課、千代田支所総合窓口課、脊振支所総合窓口課、市ホームページで閲覧することができます。

対象となる空家等

市内全域の建築物（家屋、倉庫、店舗）などが長期間にわたって使用されていないもの。

主な施策

環境の保全を図り、空き家などの活用を促進するため、計画に基づき取り組みます。

- ① 調査
調査の実施・データベースの整備
- ② 所有者等による適切な管理の促進
相談体制の整備・情報発信
- ③ 空家・空家跡地活用の促進
空き家・空き地バンク
- ④ 特定空家等に対する措置

- ⑤ 相談への対応
- ⑥ 対策実施体制の整備
対策の協議・関係機関との連携

所有者等の責務

空家等の所有者や管理者は、自らの責任で管理する空き家などが危険な状態にならないよう、また周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に適切に管理をしなければなりません。

空家等対策特別措置法とは

増加する空き家の問題に対応し、平成26年11月に「空家等対策特別措置法」が成立しました。

この法律の中で、「空家等」と「特定空家等」が定義され、特定空家等と認められた場合、法律に沿って「助言」や「指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」などが定められています。

特定空家等とは

- ・ 空家等で次のようなもの
- ・ そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置すること

相談窓口

市役所では、空き家の利用や管理に関する相談に応じます。

◎問い合わせ

防災危機管理課 防災係
☎ 37-0104



空き家・空き地バンク

神崎市空き家・空き地情報登録制度

空き家・空き地の売買または賃貸を希望する方から申込を受けた情報を公開し、空き家などの利用を希望する方に紹介する制度です。

登録・利用希望者

空き家・空き地バンク制度を利用するためには、登録が必要です。

登録者

空き家などの売買または賃貸を希望する方

利用希望者

空き家・空き地バンク制度を利用し、空き家などの紹介を受けようとする方

交渉・契約

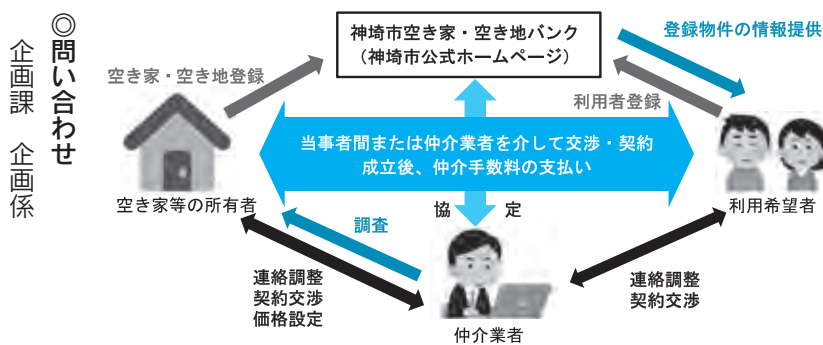
登録者と利用希望者との交渉および売買、賃貸等の契約は、仲介業者を介して行ってください。

登録期間

2年間
2年経過後、再度の登録は可能です。

詳細な手続きについては、神崎市空き家・空き地情報登録制度実施要綱に基づきます。

登録した空き家などの情報は市ホームページ等で公開されています。



◎問い合わせ
企画課 企画係

☎37-0102

空き家を有効活用して地域活性化！



空き家改修費補助金

神崎市空き家改修費助成事業補助金

市内の空き家を有効活用し、市への定住の促進と、地域の活性化を図るため、空き家・空き地バンク制度を活用して、空き家を購入・賃貸・借借した方が行う空き家の改修などに要する経費に、予算の範囲以内で補助金を交付します。

補助対象

- ① 空き家・空き地バンク制度に賃貸を目的とした空き家を登録し、入居者または入居予定者が決定している方
- ② 空き家・空き地バンク制度に登録された空き家を購入または賃借した方
- ③ 市税等を滞納されていない方
- ④ 暴力団員でない方
- ⑤ 空き家の売買または賃貸借が3親等内の親族でない方
- ⑥ 改修した空き家に5年以上住んでいただける方

補助金の額

- ① 空き家の改修経費の1/2 (限度額50万円)
- ② 空き家を利用するための不要物の撤去経費の1/2 (限度額10万円)

※空き家の改修および不要物撤去の施工業者は市内に本店、支店または営業所などを有する法人および個人事業者に限ります。

詳細な手続きは、神崎市空き家改修費助成事業補助金交付要綱に基づきます。

◎問い合わせ
企画課 企画係

☎37-0102

